

令和4年8月16日

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部  
会長 疋田 貞明 様

焼津市南部土地区画整理組合  
理事長 小長谷 久彌

仮換地の分割等の制限について（依頼）

盛夏の候、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素より、焼津市南部土地区画整理事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、焼津市南部土地区画整理事業は、令和元年度に工事概成し、現在、事業収束に向けた手続きとして換地計画の権利者への個別説明を進めているところです。

つきましては、令和5年8月上旬に、静岡県知事に換地計画の認可申請を行うことから、区域内の土地の分割等に係る仮換地指定変更を行う場合は、別紙「業務フロー図」にあります様式第3号「仮換地指定変更願」の提出期限を令和5年6月15日までとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

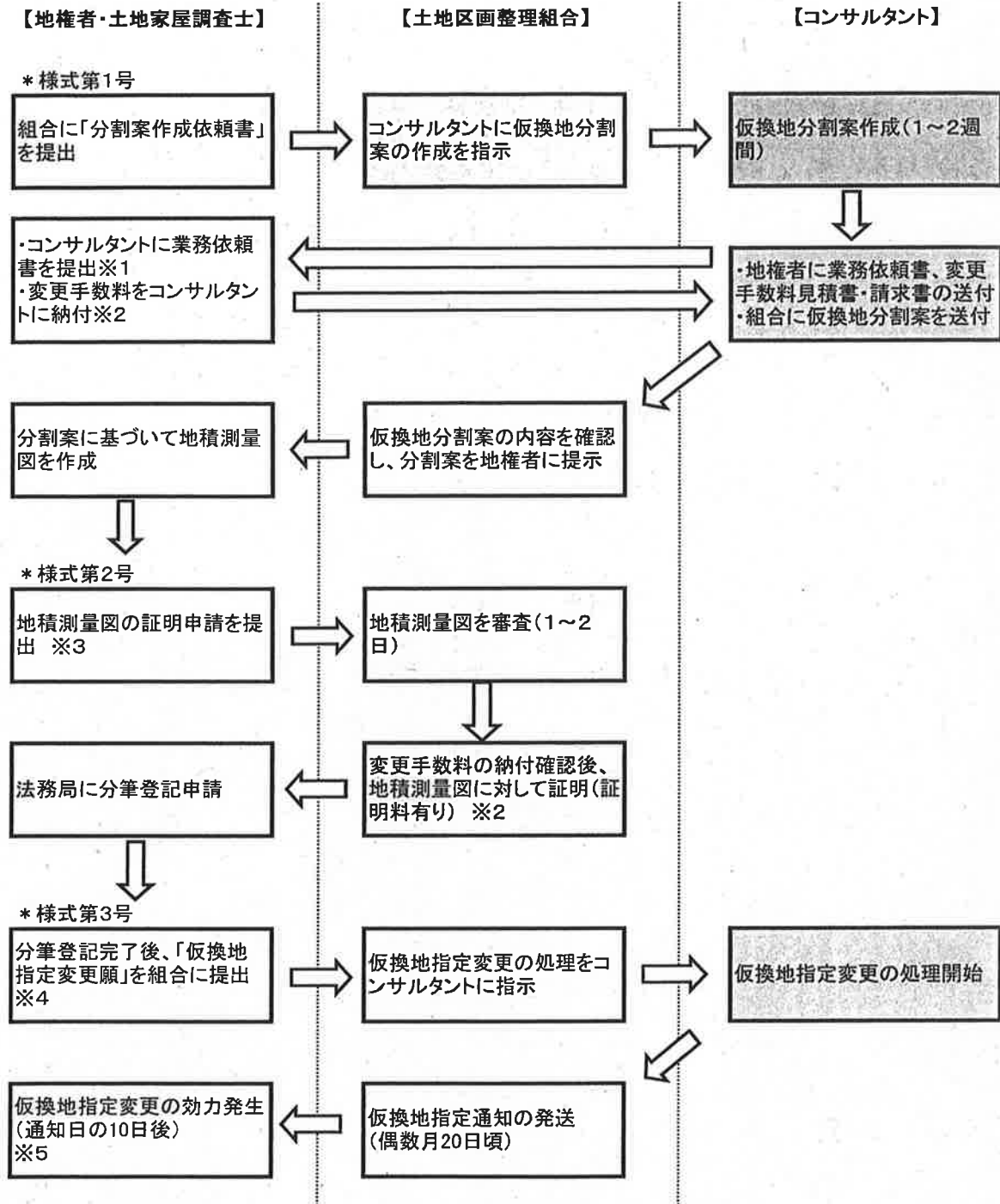
（※様式第3号提出の前には、様式第1号～2号の処理が必須になります。）

なお、これ以降の区域内の画地分割等につきましては、令和6年中の登記閉鎖期間解除後に通常の土地と同様に画地分割が可能となります。

また、土地の売買等による権利移動につきましては、これまでと同様に可能です。

担当 焼津市区画整理課  
土地区画整理事務所 西廣、海野  
TEL 054-627-9413  
FAX 054-626-2184

# 業務フロー図



- ※1 コンサルタントへの依頼書は、申請対象地の土地所有者の名前で提出してください。
- ※2 手数料が納付されるまで、様式第2号の地積測量図に対する証明を発行いたしません。
- ※3 添付書類: 従前地の地積測量図、位置図、公図(写)
- ※4 添付書類: 分筆後の登記事項証明書、分筆後の公図(写)、分筆後の地積測量図(写)
- ※5 新しい仮換地証明書は、効力発生日以降に取得できます。

仮換地指定変更は、毎偶数月(年6回)に実施します。申請は随時受け付けていますが、指定変更したい月の前月末までに全ての手続き(様式第3号の提出まで)が完了している必要があります。  
例えば、10月に指定変更を希望する場合は、9月末までに全ての手続きを完了してください。

### 換地計画認可後の仮換地指定変更の取扱について

